

第53回平成25年12月与謝野町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成25年12月2日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後2時26分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

## 5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名	
日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		諸般の報告	
日程第 4	報告第 6号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	(報告～質疑)
日程第 5	議案第106号	人権擁護委員候補者の推薦について	(提案理由説明～表決)
日程第 6	議案第107号	人権擁護委員候補者の推薦について	(提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第108号	与謝野町債権管理条例の制定について	(提案理由説明)
日程第 8	議案第109号	与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 9	議案第110号	与謝野町簡易水道給水条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第10	議案第111号	与謝野町給水条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第11	議案第112号	与謝野町公共下水道使用料条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第12	議案第113号	与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第13	議案第114号	与謝野町介護保険条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第14	議案第115号	与謝野町後期高齢者医療条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第15	議案第116号	平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)	(提案理由説明)
日程第16	議案第117号	平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第17	議案第118号	平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)	(提案理由説明)
日程第18	議案第119号	平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)	(提案理由説明)
日程第19	議案第120号	平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	(提案理由説明)
日程第20	議案第121号	平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	

(提案理由説明)

日程第 2 1 議案第 1 2 2 号 平成 2 5 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

(提案理由説明)

日程第 2 2 議案第 1 2 3 号 平成 2 5 年度与謝野町水道事業会計補正予算(第 1 号)

(提案理由説明)

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第53回平成25年12月定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

本当に早いもので、師走という声を聞きまして、議場内にもストーブが二つつきまして、本当に冬の便りを感じる、きょうこのごろであります。9月議会が終わったと思えば、すぐに監査請求が出まして、監査委員のご両名には大変、この二月間、大変だったというふうに思っています。改めてご労苦に感謝を申し上げます。また、議員の皆さんにおかれましては、町内11カ所におきまして、議会懇談会を開会いたしまして、大変実りのある会であったというふうに思っています。

参加者の町民の方は前年度よりも、前年度が206名、本年度が159名というふうに、若干人数は減りましたが、人数は減っても内容は去年と匹敵するものがあったというふうに感じています。また、職員の皆さんの中にも熱心な課長さんが、たびたび会場に顔を出していただきまして、大変心強くうれしく思った次第でございます。

きょうから始まります12月定例会でございますが、非常に本日も、この後、全員協議会の予定をしていますし、盛りだくさんなものが、議題があります。また、3月議会と申しますと、もう改選時の前で、ある意味で消化試合的な部分もあるのではないかなと思っています。そういった意味では、本会議が本当の意味での最終議会に近い、我々の集大成の時期ではないかと思っていますので、ぜひ、議員の皆さんも奮ってご質問をいただき、この町の活性化に向けて一歩でも二歩でも近づいていただきたいと思います。また、職員の皆さんも、それに呼応して十分なエネルギーを発散していただきますように、よろしく願いをいたします。

まことに簡単措辞ではございますが、開会に当たりましての挨拶といたします。

ここで太田町長からの挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。

暦の上では大雪を迎え、そろそろ山々の赤や黄、緑の色鮮やかだったコントラストも終わりが近づき、そして、そのいただきから順に白いベールに包まれる冠雪の季節を迎えました。

これから、いよいよ年の瀬に向かって何かと気ぜわしい時期となりますが、そのような中、本日ここに第53回平成25年12月与謝野町議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、赤松議長様をはじめ議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、心より厚くお礼を申し上げます。また、本日は着物議会ということで、私も着させていただきました。また、議員の皆さんにも、着物でご参集いただいた皆様もでございますけれども、これからの与謝野町、ますます着物を着ていただく方が1人でも2人でもふえるように願っているところでございます。

本定例会では、専決処分の報告1件、人権擁護委員候補者の推薦案件2件、債権管理条例の制定をはじめ各種条例の一部改正案件合わせて8件、一般会計補正予算(第5号)ほか各会計補正予算8件など、都合19件の重要議案をご審議いただくこととしております。特に債権管理条例の制定につきましては、本町における税及び税以外の公共料金にかかる未収金の縮減を図るとと

もに、町民の皆様の負担の公平性を確保する、そのために下水道受益者分担金、負担金の不納欠損処分にかかる適切な事務処理を怠っていた問題を教訓として、今後における債権管理の適正化を図ることを目的に、本条例の制定をお願いするものでございます。

また、来年4月から消費税が現行の5%から8%に変更されることに伴う措置として、簡易水道給水条例などの一部改正についてなど、重要議案のご審議をお願いしております。いずれにいたしましても、町を取り巻く経済環境は、まだまだ厳しい状況が続いておりますが、町民の皆様の生活をお支えするため、引き続き一生懸命頑張ってまいりたいと存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しております本定例会に提出されております議案は、報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）ほか18件であります。

以上、19件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、17番今田博文議員、1番野村生八議員、以上2名をお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から平成25年12月20日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から平成25年12月20日までの19日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いします。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 文教厚生常任委員会の9月定例会以降の活動を報告します。

2回の委員会を開きました。1回目は10月4日に開きました。この委員会では国保の石川の診療所でのリハビリ棟ができたことにもよりまして、通所のリハビリの方が非常にふえて訪問リハビリができなくなってきたという問題について、報告を受け、協議をいたしました。また、与謝野町の教育の点検及び評価、報告書という大変分厚い事務報告を新たに教育委員会がつくられ、議会に提出されました。これについて報告を受け協議しました。ほかいじめの問題、奨学金の貸し付けの償還事務の問題、中学校の建築など、教育委員会の所管について報告を受け協議をしました。

次に、10月31日に委員会を開きました。この中では加悦中学校の建てかえの実施設計が着々と進んでいるようで、外観のイメージを見せていただきながら、この問題についての協議をいたしました。そして、この中学校用地の中に借地があるという問題について、初めて報告を受

け、そして、委員の意見を、それぞれ出していただくなど、協議をさせていただきました。それから、橋立中学校への日置中学校の受け入れについて委員会で報告を受けました。きょうの全員協議会でも報告があるように聞いています。

以上、委員会の報告といたします。

議長（赤松孝一） 次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いします。

多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 皆様、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の活動報告をさせていただきます。

与謝野町商工会の三役さんとの懇談会をいたしました。日時につきましては、平成25年10月15日、火曜日であります。場所は与謝野町商工会岩滝研修室、参集者は商工会側から安田会長、小長谷会長、足立副会長の三役様、それから、長島事務局長、増田経営支援係長、岡本振興係長、以上6名の出席であります。

私どもからは産業建設常任委員会委員6名と、行政から長島商工観光課長、議会事務局から土田主幹、以上8名が参加をいたしました。

目的につきましては、海の京都構想を契機とする観光地域づくりと観光経済の活性化に向けての意見交換であります。協議内容としましては、まず、初めに安田会長より商工会全般にわたる各種取り組み状況を報告いただきました。

次に、海の京都構想を契機とする観光経済について、商工会の取り組み、考え方、また、行政、議会に対する要望など、思いを聞かせていただく中で、それぞれの委員から思いも発言しながら活性化に向けた意見交換をいたしました。その他、町内商工業の振興についても意見交換をいたしました。

次に、11月1日に建設課、農林課にお世話になりまして、ともに町内災害危険箇所の現地視察を行いました。弓木川合流地点の浸水地域の視察、これは今後の課題であります。それと二つ目に幾地区、深田神社付近裏山より土砂流出危険箇所の視察であります。これは応急処置済みでありましたけれども、京都府へ堰堤の要望ということでもあります。

三つ目に、三河内区、後藤神社裏山崩落であります。土砂流出危険箇所の視察であります。現在、流出の土砂の取り除き工事中でありました。京都府から委託を受け堰堤計画をするということでもあります。

四つ目に、加悦区、やすらの里付近浸水地域の視察もいたしました。加悦奥川との合流地点に分水堰どめの応急処置が済まされておりましたけれども、本工事は側溝を改良し加悦奥川本川に抜く計画であります。このような予定でありました。

以上、危険箇所などを視察をさせていただきました。今後も問題点、取り組みについては委員会で協議をしてみたいと考えております。大変簡単ですが、産業建設常任委員会の活動報告といたします。

議長（赤松孝一） 次に、議会運営委員委員会の活動報告をお願いします。

有吉委員長。

議会運営委員長（有吉 正） おはようございます。

議会運営委員会からの活動報告をさせていただきます。10月28日から11月22日まで町内

11カ所で議会懇談会をさせていただきました。ことしは各常任委員長、副委員長を班長として6人体制で行いました。大変寒い中、ご来場いただきました。大変ありがとうございました。有意義な懇談会ができた、このように思っています。今、各班で集計中でございまして、また、議会運営委員会で報告書を出させていただきたい、このように今、考えております。

次に、11月25日の議会運営委員会報告が議員さん方に届いております。その中で予算審議の、早いですが、予算審議の方法について協議いたしまして、今までどおり9月議会は10分、4回ということだったわけですが、以前に戻りまして予算審議につきましては、質疑時間15分、2回、3回目は会派から1人とするということに決定をしております。ご案内の中には3回目は会派代表質問ということに書いてありますけれども、会派代表質問ではなく、会派から1人とするということでございますので、ご訂正をお願いいたします。前に戻るということでございます。

次に、議員定数が次の選挙、4月の選挙からは18名から16名に定数が削減されます。そういった状況の中で、議会運営委員会でどういった委員会構成にするのか、三つのパターンがあるということで、きょう、議員の皆さん方に配付をされております。パターン1、二つの常任委員会。パターン2、三つの常任委員会が二つありまして、5人、5人、6人というのと、2人がダブルの委員会にするというパターンがありますので、決定はしておりませんが、議会運営委員会の中では二つの常任委員会にするのがいいのではないかとのご意見が多かったということをお知らせさせていただくとともに、また、会派で、また、議員さん、それぞれどうがいいのか、勉強をしていただきまして、また、全員協議会で方向性を出していったらいいのではないかと、決定はございません。決定は新しい議員構成された中で決めていただくと、議員さんが選ばれた中で決めていただくということを検討させていただきました。この点については、また、全員協議会でさせていただきたい、このように思っております。

それから、短い時間の中、議会活性化委員会から幾つかの活性化に係る検討項目が議会運営委員会に請け負っております。その中で、まず一つ、六つあるわけですが、一般質問について、これが検討が必要であると、議運で協議せよということですが、いろいろと議論がございました。そういった中で議長のほうから全国町村議長の勉強会などにも行かれた中で、今は詰問型から政策提案型、提言型に変わっているというようなこともありながら、議員個々の考えでいったらええとか、いろんな意見があったということをお知らせさせていただきます。通年議会につきましては、行政側の協力ということが必要でありますから、研究を続けるということでございます。それから、議会モニター制度、これにつきましては、平成26年度から実施をしていこうと、そういうことを次の議会にも申し送りしようということでございます。

それから、議会ホームページの充実、これには議会懇談会の中でもありましたが、検索が非常に難しいというような声があったということも事実であります。今後とも、こういった研究が必要であるということでございます。

それから、議会事務局の体制、これも今後の課題とすると、これは行政の機構の関係もございまして、そういうことを申し送りしていきたい、このようにしております。ただ、委員会についての録音については、私は、ある程度、充実をさせていただかなければならないと思いますので、これも申し送りしていきたい、このように思います。

それから、最後になりましたが、政策提言、政策条例作成の機能強化ということがございます。大変難しい問題ではありますが、これも申し送っていきたくと、新しい議会で、さらに活性化に努めていただきたいということ、いろいろと議論をさせていただきました。以上でございます。

議長（赤松孝一） 続きまして、一部事務組合の報告をお願いします。

最初に、宮津与謝消防組合議会定例会の報告をお願いします。

家城議員。

9 番（家城 功） 宮津与謝消防組合の報告をさせていただきます。

去る10月22日火曜日に、平成25年第3回宮津与謝消防組合議会が開催され、当議会から赤松議長、井田議員、勢旗議員、和田議員、そして、私の5名が出席をさせていただきました。

まず、平成25年度の状況報告があり、4月1日から9月末までの間に火災件数は、管内で21件、建物火災9件、林野火災が2件、その他が残りでございます。また、救急車の出動回数は1,631件ということで、救助にかかる出動は25件とのことでございました。数字的には昨年に比べ、やや少な目ということでございますが、これからの季節、火災や急な病気、また、交通事故も多くなる可能性がありますので、町民の皆さんにおかれましても十分気をつけていただきますようお願いいたしますとのことでございます。

近況の報告といたしましては、福知山花火大会の事故を踏まえ、改めて消防の対応についての研修が行われたということと、翌日開催の宮津灯籠流し大会では、指導巡回の徹底強化を図られたということでございます。今後は火災予防条例の改正も進めていくということでございます。また、防災拠点施設が宮津与謝消防組合本部の横に完成し、市や町ではなかなか確保できない分野の備蓄品の装備、また、災害時の簡易施設などの今後、災害時に対応する、対応に大いに役立つ施設として有意義な活用がされるのではないかとということでございます。

議案につきましては、平成24年度一般会計の認定と平成25年度一般会計補正予算（第1号）の2件が上程され、それぞれ可決をされました。平成24年度決算では、歳出決算額8億2,621万円であり、そのうち約84%が人件費でございます。地域の生命と財産を守るという使命の中で、現在、約90名の体制で頑張っておりますが、業務の効率化、また、経費の削減にも積極的に取り組んでいただけないかということでお聞きをいたしております。補正議案につきましては、職員の給与減額に係る予算減の提案でございました。

一般質問では、当議会の勢旗議員と井田議員が通告の届を提出されており、勢旗議員は消防救急無線のデジタル化の概要と進捗状況について、また、防災扉の作動確認と消防法についての2点、井田議員は宮津分署の改築、耐震計画について、それぞれの考えや提案を含めた意見を述べられ、会議が終了いたしました。

午後からは、新しく完成した消防拠点施設の見学会があり、また、後日には総務常任委員会の議員のメンバーで施設の見学をさせていただき、説明をお聞きいたしております。

以上が、宮津与謝消防組合の報告でございますが、最後に冒頭にも述べましたが、ここに来て、ますます寒さを厳しく感じる季節になりました。また、日が暮れるのも早くなり、夕方5時当たりにはすっかりと暗くなっております。どうか町民の皆さんにおかれましては火の用心、また、交通安全に努めていただき、すばらしい新年をお迎えいただきますようお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 次に、宮津与謝環境組合議会定例会及び臨時会の報告をお願いいたします。  
塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、宮津与謝環境組合議会の報告をいたします。

去る10月22日、午後1時30分より平成25年第2回宮津与謝環境組合定例会が与謝野町役場大会議室において開催されました。環境組合定例会は規則で毎年2月と10月に招集するとなっております。井上管理者より補正予算はなく、決算の認定は設立初年度であり、今定例会において議案の提出はないとの発言がありました。また、本組合の職員の給与は宮津市の例によると定められており、宮津市は6月定例会で国家公務員給与の減額に伴い給与減額の条例改正が可決されたため、7月1日から平成26年3月31日までの間、減額措置を講じているとの報告がありました。

以上で、定例会は終了しました。定例会閉会后、全員協議会が開催され、次の3点の説明を受けました。1点目は広域ごみ処理施設整備にかかわる進捗状況については、環境調査の報告は平成26年度中ごろにできる。二つ目に、平成25年度予算における予定事業として生活環境影響調査、地形測量、ごみ処理施設基本計画、土質調査、用地測量、敷地造成基本設計、実施設計を行う。三つ目に、ごみ処理施設整備のスケジュールの案では、平成26年度は各種調査設計、平成27年度は敷地造成進入道路等の整備、平成28年度、平成29年度は施設建設工事、平成30年度は施設稼働の予定となっております。この定例会の詳細については、議会事務局に、その資料を置いてありますので、ごらんください。

次に、11月22日、午前10時より平成25年第3回宮津与謝環境組合議会臨時会が与謝野町役場大会議室において開催されました。議案は平成25年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第1号）であります。内容は、用地の調査、測量の平成25年、平成26年度事業についての債務負担行為であります。この事業の予算5,355万円のうち2,950万円が平成25年度以降の支出となります。内訳は敷地造成設計及び許認可申請図書作成等業務3,465万円のうち、平成26年度分2,320万円、用地測量業務1,050万円のうち、平成26年度分630万円であります。全員賛成で可決されました。詳細については、こちら議会事務局に、その資料を置いてありますので、ごらんください。

以上、宮津与謝環境組合議会の報告を終わります。

議長（赤松孝一） 最後に、私のほうから京都地方税機構、業務執行状況等の説明会の報告並びに議長報告をいたします。

まず、さきに議長報告のほうから入ります。第57回町村議会議長全国大会が先月13日に東京NHKホールで行われました。その中で特別決議が5本ありましたので、報告いたします。

一つは、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議、それから、次に真の分権型社会の実現に関する特別決議、次に町村税財源の充実強化に関する特別決議、次に道州制の導入に断固反対する特別決議、そして、TPPに関する特別決議、以上、5本を特別決議といたしました。

それから、翌日、これは京都府の町村議会議長会のほうの主催によりまして議員研修がございまして、茨城県の大洗町へ行ってまいりました。この町は全国町村議会議長会より町村議会特別表彰を今年度受賞された町であります。受賞実績につきましては、大変たくさんございますので、

話しますと長くなりますが、簡単に一つ、二つご報告申し上げますと、まず、傍聴者の増加策ということでございます。この町もテレビが入っているんでございますが、やはり議会に傍聴者があるのと、ないのでは全く違ふと、活性化が違ふということで、町内の各団体に対し、議会開催の案内と傍聴をお願いするダイレクトメールを約100通、発送されています。

こういった種々の努力が成果となりまして、今現在、平成22年度の実績で傍聴者は1回の定例会当たり81名と、全国平均が17.6名でありますから、非常に多くの傍聴者がお見えになっていまして、それが議会側、また、行政側のお互いに非常にいい効果があるということでございます。また、一般質問の充実ということでございまして、先ほど有吉議会運営委員長からもありましたが、いわゆるきょうまでの詰問型から政策提案型へ切りかえようということでございまして、これも一般質問も多くの傍聴の方が一人一人の議員のアンケートに、いわゆる評価を記入される。また、行政の答弁にも評価をされるというふうなことで、非常に内容が締まってきたと、そして、一般質問は午前中で打ち切ると、どうしてもお昼からは消化試合になって、お昼から傍聴者が少ないということで午前中のみというふうな形でやっておられます。その他、一般質問の際にもスクリーンを使ってもいいと、スクリーンを置きまして、スクリーンを使ってもいいというふうな、いろんな新しい試みをされています。その他、ほかにもございますが、非常に先進的な町でございまして、つくづく議員の定数、また、議員の歳費については、やはり議会の我々議員の信頼がなければ、仮に議員定数を何人削減しようと、まだ多い、議員歳費を何ぼ削減しようと、まだ多い、これはやはり我々議員の一人一人、また、議会全てのスキルアップしかないというふうに痛切に感じた次第でございます。

それから、京都地方税機構のほうからでございますが、先月27日に説明会がございました。平成25年、今年度の9月末の我が町の移管額が3億8,800万円、これに対して収納額が7,000万円、収納率が18.2%、昨年と同じ9月末が、移管額が4億1,000万円、収納額が6,100万円、収納率が14.9%ということで、3.3%ポイントアップをしています。

平成24年度の実績であります、これは税機構全体の実績であります、ちょうど業務開始が3年度目となりました。構成団体の徴収率は市町村だけを見ますと94.8%と、非常にいい成績が出ています。これは共同化をする前よりも1.6ポイント向上しています。それから、滞納繰越額は市町村レベルで74億4,000万円、これも共同化前と比べますと28億4,200万円の減でございます。滞納金収入は市町村で3億5,100万円と、これも共同化前の1億4,200万円の約2.5倍、非常にいい数字が上がっているというふうに感じています。こうなった努力の中には、やはり早期完結に向けた納税の催告、厳格な滞納処分、公平性確保のための延滞金の徴収という、いわゆる通常の滞納整理に取り組んだことが、この結果であって、何も特殊なことがあったからではない、やはりきょうまで、こういった通常のことができていなかったと、各自治体ともということが説明会での感想でございます。

中には、非常に税機構、厳しいというお声も伺っていますが、やはり通常どおりの公平性の確保ということでは、私は今の税機構は決して必要以上の徴収をしていないというふうに感じていますので、私の感想として報告をさせていただきます。以上であります。

議長（赤松孝一） 次に、日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額

を定めることについて)を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 報告第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決したいので、その内容をご説明いたします。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。平成25年6月25日、午前11時8分ごろ、与謝野町字加悦433番地先の加悦庁舎北側駐車場で公務のため公用車を駐車し、現場から離れたところ、サイドブレーキを引くことを失念しており、車両が勾配によって後進し、駐車してあった無人の相手方車両に衝突させてしまい、車両前面部に損害を与えてしまうという事故が発生いたしました。

この事故について、当町が加入する保険会社と協議しました結果、過失割合を当方が100%、相手方が0%とした上で相手方損害額13万6,080円を全額を当町が加入いたします一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の対物賠償共済から賠償することとして、示談が成立したものでございます。

この事故について示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分といたしました。なお、今後は一層丁寧な作業に努めるよう、職員に指導してまいる所存でございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長(赤松孝一) これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、家城議員。

9 番(家城 功) それでは、報告事項につきまして、質問させていただきます。まず、最初に、この事故の発生日が6月25日ということでございますが、今までの間、示談が長引いていたのか、また、処分の決定が出るのが遅かったのか、ちょっとわかりませんが、この間の経過についての報告をお願いいたします。

議 長(赤松孝一) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) 家城議員のご質問にお答えいたします。最近と申しますか、大変、職員の事故が多いということで大変申しわけなく思っております。この事故につきましては相手方がある場合ということでございます。これにつきましては、示談の成立をもってということにさせていただいております。示談が成立した後、報告は直近の議会にご報告をさせていただいております。

議 長(赤松孝一) 家城議員。

9 番(家城 功) ということは示談が長引いたという理解でよろしいですか。

先ほど町長の説明にもありましたが、課長の報告にもありましたが、事故の報告というのが、この議会でもかなり、毎議会のように報告を受けておるような気がいたしますが、新町になってからの事故の件数ですね、わかっておれば言うていただけますか。

議 長(赤松孝一) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) 議員のご質問にお答えいたします。今、毎回のようにということでご質問がございました。議会の案件といたしまして、現在、これを含めまして28件、対物賠償分といたしま

して専決をさせていただきまして、ご報告をさせていただいておる次第でございます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 28件というのは、合併してから8年間の間という理解でよろしいですか。ちょっと議運で聞いた報告とは、若干違うような。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、申し上げましたのは、議会案件として28件あります。それから、相手がいないという、今の場合、そういった、いわゆる車庫にこすったとか、それから、消防団も含めましてということになりますけども、そういった件数では大変多くの件数でございます、90件という、そういった、ちょっとぶつかったとか、ドアをこすったとかいうものも含めまして、90件の事故の全件ということになっております。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 私も車を運転します。どれだけ自分が気を使っても、ちゃんとしようと思って考えていても、事故というのは防げない場合もございます。しかしながら、わずか8年足らずの間に90件ということは年間10件以上の事故があるというような計算になります。また、相手方がある事故も30件ぐらい、28件ということですので、あります。そういった中で今回の事故におきましては、サイドブレーキを引くことを失念しておりということで、初歩的な、全く、車に乗る者なら当たり前のことができていない中で、町が加入している保険ではございますが、13万6,000円の損失を起こしたということでございます。

今後は、こういったことがないように厳しく指導をすると、町長のほうは、先ほど申されましたが、この議案が上がってくるたびに、そういうようなお話を聞いております。しかしながら、事故の報告は何件か、毎回のように、毎回と言うたら大げさな言い方になりますが、28件目の報告になります。そういった中で車の運転管理というものが再度、徹底すべきではないかなと、この行政だから、行政の職員だから、また、消防に、消防団だから事故が許されるというものではなく、やはり一社会人としての車を運転するモラルの中で、きちんとした確認をする必要があるのではないかと、それと、もう一つは処分でございますが、注意だけで終わっておれば、また、次に起こしても注意だけで済むのではないかという、その甘い意識ではないかなというふうに感じております。やはり処分のほうも保険の対応があるにしても、やはり、こういった初歩的なミスの中で事故を起こすということは日ごろの考え方の甘さ、認識が欠けているのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 家城議員のご質問にお答えいたします。今、議員おっしゃるとおりだというふうに考えております。今回の件も入庁以来、若い職員でございました。新人の職員につきましては、まず、交通安全の講習を行っております。それから、ご承知のとおり庁舎、それぞれ安全運転管理者というものを、これは法で置かなければなりませんので置いておまして、研修も受けております。それから、今、大変事故が多いということで、大変重大な意識を理事者ともども持っております。そうした中で、交通事故対策委員会というものを、うちは持っております、せんだって、この委員会を開催いたしました。職員は、ちょっとケアレスなところの事故が多いと、これが重なってくると、やはり大きな事故につながるということが大変懸念されます。そうし

た中で、各課長から職員に対する、いわゆる安全意識と、それから、毎朝の、これは毎朝、車両点検をしておるわけでございますけども、そういったものの、さらなる徹底といったことも今、職員に言うておるところでございます。

さらに今後におきましては、これの、さらに徹底を図るために、どのような対策を打ち出していかかということも含めまして、今、検討をいたしておるところでございます。そうした中で、事故は、小さい事故も、あってはならないものでございます。その意識の緩みが大きな事故につながるということも大変多ございますので、そういった意味で強化を図っていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今回の事故につきましては、サイドブレーキを引き忘れたことにより車両が勾配によって後進し、駐車中であった無人の車に当たったということでございます。これが、例えば無人の車でなく、通行されている方、また、車を駐車されて移動されている方に、この車が、サイドブレーキを引くことによって動いてきた車にはねられるとか、けがをされる。そういったことがあってはならないと思っております。

そういった中で、対策委員会を立ち上げて、いろいろと協議をされているということでございますが、やはり処分につきましても、これ議会で報告を受けても、どこの課の職員が何のために加悦庁舎に来たかとも、何もわかりません。そういった中で、やっぱり処分につきましても、厳しくすることによって、やっぱりある程度の自覚も変わってくるのかなという、私の思いはございますので、また、そういった部分も含めまして、しっかりとした検討をしていただき、今後、こういった報告が1件でもなくなるように、全くなることが一番ありがたいことですが、なくなるように努力していただきたいということで、お願いを申し上げまして質問を終わりますが。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど総務課長が対策委員会の話をご説明申し上げましたけども、私が、その委員長を仰せつかっておりますので、先日の委員会での議論の様子も含めまして、少し申し上げたいと思います。総務課長が申し上げましたように、それから家城議員もおっしゃいましたように、こういったささいな、例えば、医療機関でありますと、ヒヤリハット、小さな不注意、小さな事故が大きな事故につながるという、ヒヤリハットは交通安全についても当然、言えることでありまして、こういった、この間、新町になりましてから車庫をこすったとかいう物損が多いわけですけども、8年間で90件というのは決して少なくない数字でありますし、今後のことを考えますと、従来にも増して職員個々人に注意を喚起する自覚を促すということは非常に大事なことだと思います。

先日の委員会の中でも、今、議員がおっしゃいました、例えば与謝野町の職員の懲戒処分に関する基準を持っております。その中には交通事故の場合も、あるいは、こういった物損事故、大きな職員のほうに非がある場合は、一定、損害賠償を求めることも可能という、そういう規定になっておりますので、職員に処分をかける、あるいは、一定の負担を求めるということも含めまして、今後、そういったことが抑止力になることも考えられますので、いろんな方策を検討していきたいと、京都府の町村会からも、与謝野町は事故が多いと、物損事故が多いということは、たびたび指摘を受けておりますので、従来にはない一歩踏み込んだ対策を考えなければならない

というふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 処分をしたから減るということではないと、私も思っております。この対策をきちんとしていただきまして、また、今からの季節、路面も凍結したりする中で、さらに交通事故の可能性というのは高くなってくると思います。そういった中で、日ごろ一生懸命業務に励んでおられる職員の皆さんに、また、一つ追加で宿題を出すようなことになりますが、それでも事故はあってはならないというふうに思っておりますので、そういうことがないように心がけていただければと思います。以上で終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） 私のほうからも少しお尋ねしておきたいというふうに思います。

まず、家城議員、きのうたくさん言っていただきました。重複する部分があるかもわかりませんが、この車の管理者ですね、車の管理者は、私は太田町長になっているんじゃないかなと思うんですけども、その辺、もし間違っておれば訂正願いたいと思います。

これだけ事故が多いことについて、町長の、先ほどちょこちょことの説明はありましたけれども、やっぱり町民の皆さんからも、かなりの指摘を受けておるわけですね。太田町長の、まず、この事故の多過ぎる現状に対する気持ち、心構えを、まず、お尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 本当にささいな事故で終わっているということが不幸中の幸いでございます。本当に一步間違えれば、人身事故になるような、また、自分が事故を起こして大けがをするような、そうした案件も今までにもございます。そうしたことについては、何回も何回も、それらのことについての指示は出してありますけれども、おっしゃるとおり、まだまだ、そうしたことへの、気をつけているつもりでも、先ほど家城議員がおっしゃいましたけれども、本当にサイドブレーキを引くなんていう、本当に初歩的なところから教えないかならない、指示しなければならないということについては、本当に情けないなというふうに思っておりますし、幸いなことに今、申し上げました、そういう人身事故がないことだけでもありがたいなと思っております。

ただ、先ほど来、出てますように、町村会に行きまして、与謝野町さん、事故が多過ぎますので、もうぜひということで、事務局長のほうからも言われております。そうしたことを受けて、しっかりと、そうしたことの対策について全庁挙げてやるようにという指示は出してありますけれども、まだ、そこまで功は奏していないというのが現状でございます。

しかし、いつきの、そういうすきが、やっぱりそうしたことの事故につながっていくこととしますので、もう一度、やはりかぶとの緒を締め直して、きちんと対応できるように職員の教育を徹底して行ってまいりたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） それから、今回の、この議案書ですけれども、相手方の車両が破損して13万6,000円という金額が出ておるわけですね。私は車同士当たったら、我が、当方の車も幾らかは破損して修理代がかかっておるのではないかなというふうに理解するんですけども、一般現実的に、この金額はなぜ上がってこないんですか、全然傷んでないということですか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員のご質問にお答えいたします。相手車両もバンパーのへこみでございます。うちのほうもバンパーが、さほど相手車両よりも影響がなかったということでございます。したがって、修理をいたしておりません。といたしますのが、修理を必要とする修繕までは必要ないということでございまして、おっしゃるとおり普通、我が車のほうも修理が必要になるようなことが想定されるんですけど、そういったことでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 個人の車も、個人でもですね、自分で金を払わんなんから少々の傷なら、このまま乗ろうということもあるわけですね。だけど、例えば、新車なんかであれば、バンパーがへこんでも、品が悪いからいうて、すぐ直さんなんわけですね。やっぱり一定の見積もりをとって、これだけの損害を与えたんですよと、これだけの損害が出たんですよということは、やっぱり明らかにすべきではないかなと、見積もりをとって、直す、直さん以前の問題です。やっぱり、そのことが職員に対してもしっかりと徹底をされないと、相手方の金額だけで、はい、終わりということでは、私は議会に対しても困るのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員のご質問にお答えします。井田議員のご主張というか、ご意見はお伺いしたいと思います。ただ、今回、バンパーでございます。バンパーで、そこまで修理の必要がないという、うちはそう判断いたしました。そういったことで、議員、おっしゃることはよくわかりますけれども、そういうことでご理解がいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 副町長にお尋ねするんですけれども、対策委員会のことなんですけれども、対策委員会を結構開かれておるといことなんですが、この問題については、以前からも糸井議員が嫌というほど、多過ぎると、先ほど言われた小さい事故が大きな事故につながるんだというような指摘をされて、糸井議員としては一応、こんなような格好で一定の、どういうものかわかりませんが、決まりみたいなものをつくって車両の管理なり、運転の徹底をしなければならぬというのを提案されたというように聞いておるんですけれども、そのことについては、検討委員会の中で、1回、協議をされておるのかどうか、それを参考にされておるのかどうか、その辺がどうなのか、お尋ねをいたします。

それから、先ほど言いました車の管理者ですね、私は太田町長やないかなと思うんですけども、それは、間違いありませんか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） まず、車の管理者ですけども、各課に公用車を配置いたしております、各課で責任を持たすという格好をとっております。それから、道路交通法だっと思っておりますが、事業所で一定の台数以上、車があると、安全運転管理者、台数が多い場合には副管理者も含めて設定をしなければなりませんので、各庁舎ごとに、それから一部の事業所は出先につきましては、出先についても安全運転管理者を置いております。それから、この間、糸井議員をはじめとして、この議会の中でも事故の問題が厳しくご指摘をいただいております。

先ほど本町が、ちょっと事故が多いということを申し上げましたけども、京都府の町村会からは合併市町村は区域が広がったりするので、合併した当座は、どうしても事故は多い傾向にあると、ただし与謝野町の場合は合併をして、しばらくたっても、しばらくたって事故は減ってきたわけですけども、その後の状況を見てますと、ほかの合併市町村に比べてやっぱり多いと、京都府平均よりも多いということで、繰り返しご指摘をいただいております。日常は、それぞれ公用車に始業点検の帳面がありますので、毎日、一番の者が始業点検をして、それから、帰ってきたら、その終業も確認をするわけですけども、基本的には、職員個々人の自覚に任せておるのが実態でありまして、それを補う形で安全運転、略して安管だよりというものを全職員に、節目節目で安管だよりを電子回覧で周知を図ったり、それから、依命通達の形で節目節目で、ほかのことも含めて職員の自覚を促す取り組みはいたしております。

しかしながら、先ほど来、申し上げてますように、なかなか事故が減らない、町長が申し上げましたように、たまたまこれまでは大きな事故、人身に至るような事故はなかったんですけども、たまたまなかっただけで、ヒヤリハットじゃないですけども、これだけ事故が多いということは、いずれは人身事故、あるいは大事故につながる、さらに言えば公用車だけの問題ではなくて、職員が通勤、あるいは土日に使ってますマイカーについても、事故を、公用車でケアレスミスがありますと、そのことがマイカーについても言えるんじゃないかと、マイカーにもつながる話ということで、繰り返し注意を喚起してございましたけれども、なかなか減らない中で、せんだっての委員会の中では一步踏み込んで、先ほど申し上げましたように、場合によったら職員に厳しく責任を問うということも考えていかなければならないと、それから、職場の責任、これもあるということ、安全運転管理者を集めた対策会議で確認をしまして、各課の課長を通じて各職場の職員には会議の内容、それから、町の考え方を説明してもらおうようにしたところであります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 答弁になってないと思うんやけど、糸井議員がね、もう1年ぐらい前やないかと思うんですが、糸井議員は、その運行管理については、かなりの見識、実績があるわけですね、その方が提言されておる分を参考にしながらやってもらうほうがいいんじゃないかなと思うんですが、今、副町長が言われる、いろいろな罰則規定やとか、そういうものを含めた規定というのは、いつごろ、それならできる、いろいろな、この問題が出てから、ものすごい長いわけですね。普通なら、民間なら運行管理者がおって、運行管理者が全てを徹底していくわけですけども、安全管理者でも何でもいいですけども、とりあえず、今、一定の規則をつくりたいということですけど、それはいつを目標にされておりますか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、現在の懲戒処分の基準の中にも、そういった項目はあります。それから、一定、それ以上の職員に負担を求めるということになれば、一定の基準は設けなければならないというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 早くしてほしい、いつですかというのがわからんわけですね、なかなかね。早くしてもらおうようお願いしたいと思います。

それから、私、以前からちょっと不思議だなと思っておるんですけども、今回でも事故の詳

細ということで、これは参考資料ですけれども、事故の相手方については、住所から車両の所有者、運転手、これは乗ってなかったと思うんですけれども、運転手は誰だということがきちんと出てくるんですね。だけど、事故の当事者は与謝野町であって、全然、与謝野町だけで出てくるんですね。何課も出てこなければ、個人の名前も出てこない、これはいわゆる、なぜこういうようにしなければならないのか。うちの職員の場合には名前を出すことは禁止をされておるんですか。この辺については、どうなんですか、相手方は名前もきちんと出しておいて、今回でいうならば加害者ですね、加害者の名前は出てこない。これはどういう意味ですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 確かに議員、おっしゃいますように、今回の報告書、それから、報告資料、いずれも役場の職員の所属の課、あるいは氏名については掲載がなされておられませんけれども、特に基準があるということではないと思います。この間、同種の報告をさせていただく中で、課名、あるいは職員の固有名詞は出して報告をさせていただいた事例もあったと思いますので、特に基準は、私の記憶では。

1 3 番（井田義之） 知りません。過去に見ておりません。

副 町 長（堀口卓也） 特に基準はないと思いますし、過去に私の記憶では職員の固有名詞を上げて報告をさせていただいた事例があったかのように、私は記憶いたしております。

1 3 番（井田義之） 理由はないわけですね、この載せない理由は、載せられない理由が何かあるんですかと言うとるんです。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員のご質問にお答えいたします。これにつきましては、まず、専決処分、100万円以下の専決委任をいただいております。そうした中で、相手方の和解及び損害賠償の額を定めることについてといったことをございまして、これは当然、相手方というのがございしますので、相手方の名前は個人の、出てきます。

それから、こちらにつきましては、町ということになっておりますので、ここの欄に事故を起こした職員の名前は載せておりません。今、ご質問の、それでは資料に、事故の詳細の中に、事故を起こした者の、職員になりますけども、氏名も掲載してはどうかということをございまして、ちょっと安易にお答えを申し上げることはできないと思っております、また、ちょっと調査をいたしまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私、この質問をするのに与謝野町の個人情報保護条例とか、それから、あとこういう事故の場合の、どこまでやらなければならないのかというようなやつを一応、調べてきました。職員の名前を出しても何ら不都合はありません。ただ先方を出す場合には、やはりちょっといろいろと、もし個人情報保護法とかね、いろいろな関係でというのはあります。それがうちの場合にはずっと、出したこともあると言われましたけど、私は経験がありません、見た経験が。そこでですね、なぜ私が、そういうことを言うかといいますと、この7月に宮津与謝消防組合で、同じく事故の報告があって、専決処分がありました。宮津与謝消防組合では示談書をちゃんとつけて、これはもう参考資料としてつけて、議案の中にもはっきり入っております、示談書に報告、それをつけて出してくれております。

そやから一目瞭然、どういふことなのだということ、それから示談書には、やっぱり一番最後に、これで全て決着ですと、今後、双方、異議は申し立てませんと、これが本当の事故の結末ですね、ここで議会で通すということは、そういうようにならなければならないわけですね、その文言は、今回、我々の中には出てこんわけですね。今後、何があっても現状はこうですと、示談が成立しました。だけど、示談の後、そういうことが起こることがあるわけですね。

そやから、もうちょっとしっかりとしたのを出していただかないと、議会というのは、やはり損害賠償その他決定、両者についての議会の議決を要することがあると、その分については全て公表ですと、公開の原則がありますということになっとるわけですね。これいかにも隠そう、隠そうとしとるよう思うんですけども、この点についての反論がありましたら、お聞きしたいと思ひます。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員のご質問に答えます。反論がありましたらということでございますけれども、隠そう、隠そうという意図ということだけ反論を申し上げさせていただきたいと思ひております。今、一部事務組合でも、こういった交通事故の専決の報告におきまして、示談書が添付されておるといったことでございます。何も隠すことはございませんので、また、研究をさせていただいて、出せるものは出していくという姿勢でございますので、よろしくお祈ひします。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） このことも含めてしっかりと協議をしていただひて、しっかりとした報告が我々議会にはいただきたいというふうに思ひますけれども、先ほど、私は車の管理者は太田町長でしょうねというのを聞きました。やっぱり、この今回でも、相手方は所有者が誰で、運転手は誰だということが出ておるわけですね。やっぱり宮津与謝消防組合の示談書になりますと、車の管理者は市長で、それから何々課の誰平が当事者だというのが、はっきり出てきておるわけですね。そうすると我々もわかりやすい。やっぱりそれくらいの、事故をされた方は名前が出てても了解してもらおうくらいのことは、私は必要だというふうに思ひますので、今後、事故対策の早いこと、マニュアルをつくること、それから、ここの議会での報告についても、ないほうがいいんですけども、もしある場合にはしっかりとした報告をしていただきたいと。

今、答弁を求めてもないと思ひますので、お祈ひをして、町長のほうからお祈ひいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） ただいまご指摘いただいたことにつきましても、大変重要なことだと思ひますので、そうしたことについては内部で十分協議をさせていただきたいと思ひます。

それから、もう一つ、さっきかぶとの緒を締めると言ったんですけども、あれは勝つかぶとの緒を締めるで、勝っても何でもないので、適切な言葉ではなかったの、削除をお願いしたいと思ひます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 早急な対応をお願いをして、私の質問を終わります。

議長（赤松孝一） 1 4 番、糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） それでは、質問させていただきます。たびたび、私の名前が出ておりましたので、私も一言、ちょっと質問をさせていただいておきます。

まず、大変、私も事故が多いなという感じをいたしております。今、質問を聞きますと28件、合計で90件ということは、これにあらわれてないのが62件あるわけなので、90件の自動車事故というのですね、これはやっぱり問題だなという正直な気持ちであります。自動車を持っておるとですね、事故ゼロが一番いいんですけども、なかなか難しい、事故がゼロということですね、なかなか至難のわざだと、事故がやっぱり起きることは、ある程度、やむを得ないかもしれないけれども、90件というのは、あまりにも多過ぎるということはいえると思います。

私は、この場でたびたび事故の再発防止について申し上げてきたつもりであります。先ほど井田議員が言われましたように、私は総務課長に対して事故処理の方法といいますか、自動車処理の一つのマニュアルを、私はお渡しして、こういったものを参考にしながら事故の撲滅を図っていただきたいというふうにお願いしたと思います。ですけれども、そういったことは、いまだにできてないというふうに言われております。対策委員会が開かれておるわけですから、対策委員会の、この要綱とか、規則というものはできておるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 系井議員のご質問にお答えをいたします。対策委員会の要綱を持って、規定にしておりますけれども、規定を持ってやっております。今、申し上げましたように、副町長を委員長といたしまして、あと安全運転管理者、安全運転管理者につきましては、各庁舎の地域振興課長、それから、出先の車の台数が多い場合は安全運転管理者を置かなければなりません。野田川の衛生プラント、それから、住民環境課長、教育次長といったメンバーで委員構成をいたしております、規定を持っております。

議長（赤松孝一） 系井議員。

14番（系井満雄） そら安全運転管理者とか、それは法律で決められておって当たり前のことなんで、必ず置かなければならないということなんで、それはあろうとなかろうと、自動車を持っておったら、一定数の車両を持っておったら、それは設置しなければならないという義務づけがされております。

私が申し上げておるのは、事故を起こした場合の後の処理をですね、再発防止への対応が、こういった委員会の中できちんと、どうしたらいいんだということが明記されて、その中で対応がされておるかどうかということをお尋ねしておるわけなんです。事故が起こって、これは事故が起こったらですね、それは解決しなければならないんですけども、問題は再発防止には、どうしたらいいかということが、重要なことであって、例えば、事故原因の徹底的な究明と、それから、事故を起こした本人に対する安全指導なんですね。この事故究明と安全指導は、どのようにされておるのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 系井議員のご質問にお答えをいたします。今、おっしゃいました委員会の規定には、そういったことを調査審議するためということで設置をいたしております。先ほど来、大変申しわけないんですけど、申し上げておりますけれども、軽微な事故で済んだと、それから、議事に報告させていただく場合は、これは軽微な事故というふうな捉え方はしておりません。そういったこともございまして、今、この対策委員会での強化ということを申し上げました。今、申し上げましたように、ここで一定の、それらの今後の、いわゆる事故を起こさないための対策、

いわゆるそれが、どういうことで、どういうことで、こういうことになったんだという、そういった原因究明も含めまして、今まで徹底がされておりましたので、今後、これらを強化してまいりたいというふうに思っております。

事故を、これを多いという認識を職員は皆、持つということもございます。そうしたことも含めまして徹底を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解がいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 結局、私は対策委員会があるんですしたらですね、その中で事故原因を徹底的に究明していただいてですね、再発を防止する手だてを考えてほしいと、それから、もう一つは、先ほどから出ておりますように、本人に対する対応ですね、処分も、その一つですし、あるいは教育も、その一つです。処分につきましても、これは処分するのが事故の全ての再発防止にはつながらんとは思いますけども、本人に自覚をさせるために一定の罰金を取っても、私はいいと思うんです。これは国家賠償法でも、私は定められてあると思うんです。本人が故意、または重大な過失により、相手に損害を与えた場合については、請求ができるというふうになっておると思っています。

ですから、私は、例えば30万円の事故を起こしたときには、本人に対して5,000円の罰金を取るのかですね、そして、それを長く、例えば500円ずつ10カ月とかですね、これは何のためかといいますと、本人に、やはり自覚をさせるための、そういった制度、そういったものを私は、その事故処理の中で明記していただいて、これもしていただきたいというふうに、私は申し上げたと思うんです。あるいは、それができなかった場合にはですね、本人に対する運転停止、例えば、1週間なり、10日間、そういった措置もですね、私は可能だと。あるいは自動車学校等に安全教育の再教育をすると、それから、シミュレーションがありますので、それによって本人の運転の傾向が出ますので、やはり、そういったものを注意させると、そういったことも含めてですね、こういった対策委員会の中で、私はしていただきたいなというふうに思っております。

私も前にも申し上げたと思いますけれども、先ほど副町長も申されておりましたけれども、やはり今は幸いにして人身事故はありません。しかし、重大事故が発生する可能性を、これだけの事故を起こしておりますと、秘めております。私、前にハインリッヒの法則と言いましたけれども、これは労働災害に適用する法則なんですけれども、一つの大きな事故は、その下には300の小さい事故が隠れておるといことなんですよ。ですから、こういった小さい事故を一つ一つ摘んでいかないと、やがては大きな取り返しのつかない事故につながっていくと、300事故が隠れておるといふう言われておるわけです。ですから、この一つ一つの小さい事故を今のうちに摘んでいかないと、これは取り返しのつかない事故につながっていくということを肝に銘じていただきたいなというふうに思っております。

それから、事故を起こしたときの報告ですね、一課にとどまらずですね、やはりこれは全庁が共有すべきだというふうに思うわけです。ですから、その事故を起こした内容を全課に配布して注意を喚起すると、そのぐらいのことはですね、私はしてもいいんじゃないかなと、また、すべきだというふうに思っておりますけれども、そういった対策を今後は考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えいたします。今、もう糸井議員のありました対策等々については、大変ごもっともだというふうに考えております。この前の対策委員会におきましても、いわゆる個人の賠償の問題一つに挙げてみましても、全ての自治体ではないですけども、自治体で行っているところがございます。そういった内容も見たりもいたしております。先ほど、私、強化するというふうに申し上げました。そういったことも含めて踏み込んだ、副町長が申し上げましたように一步踏み込んだ対策をとらざるを得ないといったこともございます。もうおっしゃることは、そのとおりだというふうに思っておりますので、今後、検討をしてみたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） それで、一つ、私も提案しておきますけれども、今後はやっぱり議会でもチェックをする意味においてもですね、今後は、こういった事故の損害賠償を求めることについての議案を提出される際には、事故原因と、それから本人に対する指導、この辺についての書いた書類をですね、添付していただきたいなというふうに思っております。特に事故原因の究明、本人に対する指導というものは、私は重要だというふうに思いますので、その辺について今後、添付していただきたいなというふうに思うんですけども、総務課長、いかがですか、その辺は。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えいたします。そういった方向で考えていきたいというふうに考えております。

- 1 4 番（糸井満雄） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、何人かから質問があって、かなりいろいろな点で、ご指摘があったんですが、感想めいた点を述べさせてもらいますと、初めの質疑が、どうも管理の側面からの厳罰主義というのが非常に強調されていたようですので、その点は、私は違和感を持ってまして、まず、初めにですね、そのことを、もちろん糸井さんのほうになったら積極的な解明に向けての質疑もあったんで、非常に大事な視点だと思っています。

そこで、私、改めてですね、今、90件にも上るという話がありましたが、今回の事件の報告が90件のうちの一つ、最後だと思うんですけども、5カ月ぐらいですかね、既にたっているわけですね。ここの事故の、これほど出ていることの事故の分析とかいうことはされたんでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） まず、事故を起こしましたら、当然、担当課長に報告、それから担当課長から副町長へ報告といったことでございます。事故の分析ということでございますけども、軽微な事故の場合は、その状況と、どういったことだという報告をなす中で、いうたら運転上の原因といった意味での分析といえますか、それはいたしております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） 僕が求めたのは、この間の発生した90件で、合併以来90件という件数を、ど

ういう課に集中してるか、どういうときに起こしているか、これは当然されていると思うんですよ。それはもうしてなかったら対策委員会で一層、鮮明にする必要があるんじゃないかというふうに思っています。

次の質問に移ります。後で、それがわかったら教えてください。

今回の職員の所属の課とですね、本人、課がわからなければいいんですが、課の名前は要りませんよ。要は、残業時間はどういうぐあいだったかという点をわかれば教えてください。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、残業時間がどうだったかというような資料はちょっと持ってありませんし、ちょっとそういった分析までは、正直いたしておりませんというのが答弁でございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次に、よく調べてないということですから、先ほど答弁しておられましたが、分析した形跡が、僕は見当たらないんじゃないかと、事故原因にというふうに思います。これは、私の、その一側面ですから。

それから、90件ということですが、今、この間、副町長が答弁されてましたが、合併市町村で非常に多いと、これは僕もわかってたんです。以前に、ちょっと後でも述べますが、市町村の市町村会だったと思いますが、合併の検証という報告の中で、こういう傾向が一つ出てるんですね。事故が多いということが出てるんです。それはもう全然、合併してないところとの差では大きな違いがあるという話が出てました。

私が聞きたいのは、発生件数が、この90件という、全国的にはどうなのか、今言った合併の市町村との比で見ればどうなのか。職員数の関係で見ると、どういう割合になるのか、どの順位になるのかというデータはお持ちでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） そういった細かい、全国のデータで何番目だといったような資料は持ってありません。ただ、先ほど申し上げましたように、町村会におきまして、これは京都府でございますけども、多いといったことでございます。その何番目になるか、それから、職員数の1件当たりの率というよりも、私どもは90件自体の総数で大変多いということの認識をしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、そこはですね、ちょっと次から私の見解を述べさせてもらいますけども、職員が置かれている状況がね、今、残業であったり、いろんなことがあるわけですよ。それは決して、それが理由にはなりませんよ。しかし、全職員をもおりするというか、管理する立場にある皆さんからすれば、当然それは掌握しておかないいけない実態ですよ。だから原因究明の一步ですよ、それは。その点から、私、今、置かれている現状というのは、私なりにですね、この間、合併にかかわってきた議員として、幾つか指摘しときたいと思っているんですが、私は、一つはね、合併の問題が出ましたので合併から申し上げますとね、この町は8年目を迎えているわけで、こういう書き方だったかどうかは正確でないんですが、先ほど言いましたように市町村会の合併の検証の報告の中では、合併の後遺症だというような言い方もしてたと思います。ですから、これはほかのいろんな症状もあるんですよ。そういうところからの解明もですね、ぜひやってほしいなということが一つあります。

それから、もう一つは、この間、ご存じのように地方の分権化の流れの中で財源移譲はほとんど行われずに、仕事だけがどんどん下ろされると、市町村にね。こういうことが異常な問題なんですけども、これが全国の自治体でも起きているということですよ。どの程度のね、多いとか少ないとかはあると思いますけども。これが二つ目の問題です。

三つ目の問題はね、私が問題視、持っているのは、この5年ぐらいですね、5年ほどを見たときにですね、5、6年もうちょっととなりますが、国の緊急経済対策というものが、こういうものが矢継ぎ早に出てきましたよね。これによって建設課はじめ、いろんなところでは膨大な仕事が入ってますよ。そういう意味では、私、冒頭に言った残業時間問題というのはね、非常に大事な要因になってるはずだというのが、私の認識なんです。この今、三つ言いましたが、この点で副町長、見解をお聞かせください。いや、課長でもいいですよ。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 具体的な例を挙げて、ご質問でございました。結局、かいつまんで申し上げますと、公用車を運転できないような状況の職員に運転をさせてはいけないということに尽きると思うんです。

数年前だったと思いますけども、飲酒運転で悲惨な事故が相次いで、その前の日の飲酒が残っていないかとかいうことで、全国的にアルコール感知器が非常に売れたり、そんなことがありましたけども、さっき申し上げましたように、例えば、前のお酒がすごく残っていると、あるいは風邪で無理して出勤してる、安全な運転に不安があるような状況、それから、今、議員がおっしゃいました、残業が非常に続いて疲労こんぱいの状況がもしあるとすれば、そういった職員にも、きょうはかわりの者に行ってもらえとか、2人で現場に行くんだったら、おまえは助手席に乗って、元気な職員に運転をさせるとか、そういうことで、運転をさせるのにふさわしくない職員が運転をすることがないようにということは、重々指導をしていきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、述べた三つの点は、対策委員会でも、やはり真面目に、それは調べることもして、一つの要因として対応する上で前提条件として考えていただけたらありがたいと思っています。

この間、私が印象で言いますと、それにかかわってですよ、職員の仕事の問題でかかわって、この間、この本会議場でもそうですが、常任委員会の中でも理事者や課長さんたちが、その答弁の中で、職員の減数で、表現は違ったと思いますけども、業務などが十分こなせないような事態も生まれているということがあったと理解しています。

この点で副町長にお伺いしたいんですが、もう限界を過ぎているのではないかと私は思っているんですけど、職員の減数ですよ、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 繰り返し数字は申し上げますけども、出先を含めまして、合併当座が、町の職員全部合わせまして320名、これが、ことしの4月現在では265名の職員に、大きく減少をいたしております。もちろん単純に減らすだけじゃなくて、その後、臨時職員で補充したりして、職員の負担は軽減する方向で取り組んでおりますけども、議員のご質問、いろいろと国の施策によって、あるいは地方分権によって、確かに市町村の職員が抱える仕事は、総体的にふえる状況

にあります。

そんな中で、先ほど申し上げましたように、大きく職員を減らしておりますので、その分は職員が頑張っていて働いていただいているという認識をいたしております。限界じゃないかというお話でしたけども、限界ということにならないように臨時職員を補充したりして対応をしているということでもあります。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私がちょっと気になったのはですね、あえてこういう質問をさせていただいたのはね、どういうんですかね、役場がすることをちゃんとしてくれないじゃないかみたいなことをね、いろんな仕事の局面で聞くのでね、それは対応が、住民との関係で対応にまずさが起きていることなんかなという問題意識を持ってまして、それが直接どうなのかわかりませんが、そういうことでお尋ねしました。

それから、もう時間がありませんから最後にしますけども、私、大事なことはね、この間、私も何度か、この問題で取り上げてきたと思うんですけども、職員をどう管理していくのかという角度からですよ、大事なことは、よい町をつくっていくために職員がね、仕事に対する誇りを持つ、これが重要だと思っています。そして、伸び伸びと気持ちよく働けるという、これがあってこそ能力が十分発揮できるような労働環境をつくる、これが非常に大事だというふうに思っています。

先ほどから述べてきたようにね、やっぱり非常に厳しい労働条件のわけですから、理事者はもちろん、全職員がね、やっぱりこのこともよく共有をして、理解を共有して問題解決を図っていくということが、努力していくということが大事だというふうに思っています。この労働環境に対して、この間、今、総務課長は答弁をずっとされてきたわけですけども、こういう角度からの労働環境を、どのようにお思いですか、課長。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。交通事故、おっしゃるように、いわゆる疲労、まあいえば疲労ですね、仕事による疲労、それから人間は生きておりますから、私ごとでもいろんな悩みや、いろんなものを持って、車を運転をいたしております。

そういった中で、その状況については、いろいろな理由があるかと思えます。私どもが申し上げますのは、今、おっしゃるように、いわゆる超過の、いわゆる労働が大変厳しい状況であったにもかかわらず運転をして出ていったんではないかとか、そういったとこの検証はしていかなければならないと思っております。ただし、何も職員に対していろんな規制や、それから義務を相当以上に課していくということではなくて、交通事故におきましては、これは相手がありますけども、自分の人生も台なしにしていくといったことがございます。

そうした中で、今後、こういうのを検討していく上には、やはり直属の、それは課長に限らず職員、隣同士でもいいと思うんですけども、そういった疲労状況、精神状況といったこともございます。そういった中で、車を運転するときには、一声かけて気をつけて、それからスピードを出さないでゆっくり運転をするとか、そういった一声でもいいんですけども、みんなで守っていくといった、それは仕組みをつくっていくということが大事だというふうに思っております。

何も事故を起こして、職員から罰金等々を取るというのは、もう最終的な策ということもある

かと思えますけども、意識をしていく上には、先ほど申し上げましたように、これは自分の人生も相手の人生も台なしにする、それほどの車の運転をしているということを、やはり職員、私ども、これはみんなで守っていこう、私こんなことを申し上げますけども、私自身だって同じことだというふうに思っておりますので、それは誤解のないようお願いしたいと思います。

そういった観点で取り組みたいという、くどいようですが、みんなで守っていくということを主眼に置いていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひですね、やっぱり自分の能力も含めてですよ、いい仕事がしたいというのはみんなの願いでもあるので、やっぱり伸び伸びと能力を発揮していただく上でも、十分そういう環境整備を心がけていただきたいというふうに思っています。

町長に最後にお尋ねしておきたいと思えます。もちろん冒頭にもありましたが、以前、質問もたくさん出てましたが、こうした事故は再発の根絶に向けて、最大限の努力が必要なこととはわかっているんですが、先ほどから、私もいろいろと言いましたけども、町長にどのように判断されているのか、最後に伺っておきたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに、そうした事故を起こす原因というものを捉えるということも大事ですし、そうした働き方を含めて見ていく必要があると思うんですけども、今回の事故におきましても、サイドブレーキを引かなかったという、本当に基本中の基本ができてない。また、ほかのケアレスミスを見てみましても、本当にちょっとしたことを気をつけていれば防げた、それと、やはり新しい車になれないといいますが、免許を取って間もない新入の職員の事故が、やはり対物等においては非常に多いわけです。ですから、そうしたことの指導も、これ徹底する必要があると思えますし、それに加えて、今、おっしゃったように職員が働く、そうした環境の整備等も、これは重要なことだというふうに思えますけれども、それらについては総合的な対応の中でしていくべきですし、それも大変重要なことだと思えますが、まずは、個々が、そうした事故を起こさないようなことを再認識するということが大事かというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

まことに申しわけございません。ここで休憩をとりますので、25分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時25分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

11番、小林議員

11番（小林庸夫） それでは、大勢の方々がいろんな角度からご質問をなされておられましたけれども、私も1点だけ、総務課長にお尋ねしたいと思います。

民間の自賠償になりますと、いわゆる保険金の適用申請して保険金を使えば使うほど、掛金が、次からアップするという仕組みになっとるんですけども、いわゆる行政の入っておられる財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険と、長い名前ですけども、この保険の仕組みは、どのような形で、いわゆる掛金は、幾ら保険金を使おうとも変わらないのか、あるいは1件使うたびにアップするのか、どういう仕組みになっとるのか、まず、そこをお尋ねしたいと思

ます。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 小林議員のご質問にお答えしたいと思います。うちは、たくさんの車が入っておりまして、それに保険を掛けております。それによって掛金が、事故が多くて、今のところ、そういったことで掛金が上がるということは、今のところはございません。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） もしそういった掛金が上がるということであれば、そういったことの、先ほど糸井議員も申されましたけども、ペナルティというような形のことで考えられたらどうかと思っ  
て質問、立たせていただいたんですが、やはり前回も、私自身が京都府の職員の方にちょっと当  
てられて、こういった事故の対象になったわけですけども、前回も、こういった席で申し上げま  
したけども、府の職員については、公務員たるものは事故を起こしてはならないと、率先して、  
そういう民間の人の模範となるべきものだということに教育を受けておるといようなことを申  
されておられましたけども、なかなか精神だけの、心だけの思いで、そういうことが通達できる  
面もありますし、だけどやはり身銭を切ってしなきゃならないという、そういう面での制約があ  
ることによって、一つの骨身にしみるといことも人間というのはございますので、糸井議員が  
申されたような、やはり一つのペナルティというような形のことも、事故の状況においてでござ  
いますけども、事故の状況に応じて、本当にやむを得ない場合も中にはあるでしょうけども、そ  
ういったことも対策委員会です、早急に検討に加えていただきたいと、このように申し上げ  
て質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第6号を終わります。

次に、日程第5 議案第106号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第6 議案  
第107号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第106号及び107号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の  
ご説明を申し上げます。

与謝野町では、現在11名の人権擁護委員にお世話になっており、任期は3年で、議会の意見  
を聞き、町長が推薦し、法務大臣が委嘱するということになっておりますが、現在、委員をお世  
話になっております吉田均氏、塩野正人氏の任期が平成26年3月31日をもって満了となるた  
め、吉田均氏は引き続き、大江京子氏は、塩野正人氏の後任の委員として、人格高潔で最適任者  
として、推薦いたしたくご提案を申し上げます。

なお、法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、3月議会で審議していただくことでは間に合  
わないことから、今議会に提案させていただいたものでございます。よろしくご審議の上、ご承  
認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより、議案第106号及び議案第107号について、一括して質疑に入りま

す。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略して、これより、最初に議案第106号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第107号を採決します。

本案は、原案の候補者を最適者として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第108号 与謝野町債権管理条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第108号 与謝野町債権管理条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、近年増加傾向で推移している公共料金の滞納について、包括的な指針及び明確な事務処理基準を示し、滞納債権の計画的な整理、解消を進めることで、住民間の公平かつ公正な負担の確保に努めることを目的に制定するものでございます。

本条例において、さまざまな種類の債権管理の手続を包括的にまとめ、規定することで債権管理のさらなる適正化を図ると同時に、各プロセスをスケジュール化し、期日を指定することによって滞納整理対策の一層の適正化を図るものでございます。また、徴収停止、履行期間の延長、債権放棄について具体的な規定を設けることで、特別な事情がある社会的弱者等の救済及び回収不可能な債権の適正管理についても、促進できると考えています。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(赤松孝一) 植田税務課長。

税務課長(植田弘志) それでは、議案第108号 与謝野町債権管理条例の制定につきまして、提案理由の詳細説明を申し上げます。

本町の公共料金につきましては、監査委員や議会の決算審査等で滞納額が増加傾向で推移していることに対する指摘を受け、税以外の全料金の収納率の向上と滞納整理対策を講じるため、昨年度から町税等及び公共料金等収納滞納整理特別対策本部専門部会におきまして、徴収の実態把握に努めた結果、債権の管理方法、社会的弱者への対処が料金ごとにまちまちであることや、時

効の援用が必要な債権につきましては、回収不可能な滞納金を、いつまでも処理できずに抱えていることなど、幾つかの課題や問題点が出てきております。

議案第108号資料、与謝野町債権管理条例案説明資料を配付させていただいておりますが、10ページの債権種別一覧表をごらんください。

この条例の制定の背景から少し説明させていただきたいと思っております。

現在、本町が有する債権は、自力執行権のある公債権、自力執行権のない公債権、そして私債権の3種類に分類することができます。公債権の管理につきましては、地方自治法や地方自治法施行令の規定に基づいて処理することになっており、各公共料金の徴収に関する規定も自治法等を準用した内容となっております。

しかし、私法上の債権管理、すなわち民法に基づく事務処理につきましては、これまで条例や規則で明確に定めたものがございませんでした。これを機に債権管理条例を制定し、統一かつ適正な債権管理を実施していこうとするものでございます。

なお、公債権につきましては、申し上げましたとおり各料金の条例や規則に定めがありますので、今回、制定する条例としては、私債権だけを対象とした規定を設けるだけで足りるわけですが、与謝野町が抱える全債権の管理を包括的に規定することで、債権を適正に区分することから始め、その上で職員が徴収に向き合い、その手段として悪質な滞納者には強制執行、強制徴収を実施する。また、状況に応じまして、生活困窮者等への救済措置としての徴収猶予、徴収停止も実施する。そして、焦げついて、全く回収見込みのないものにつきましては、債権放棄をしていくという、滞納整理に係る一連の流れを確立し、関係各課が統一した管理方法で対応していくべきであるという観点から、全ての債権を管理する本条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容につきまして、少し説明させていただきます。

議案資料のほうは4ページをごらんください。第1章の第1条から7条までは、税を含む全ての債権についての規定としておりますが、第1条では、この条例の目的を掲げているところでございます。

第2条では、用語の定義を定めております。

議案資料の10ページの債権一覧表を再びごらんいただきたいと思います。左側の債権区分のところでございますが、大きくは公債権と私債権に区分され、公債権の中には税と同様に裁判所の手続を経ることなく、差し押さえ等の差し押さえ処分ができる強制徴収公債権と、そうでない非強制徴収公債権とがございます。そこで、本条例では強制徴収権のある公債権を第3号で公課として区分しております。それから、非強制徴収公債権と私債権は、同一の扱いとし、第4号で、その他の債権として区分しております。なお、それぞれの債権に係る主な料金等につきましては、右側に記載していますので、ご参考にしていただければと思っております。

第3条では、他の法令や条例等に特別の定めがある場合を除き、町の債権管理につきましては、本条例によって処理することを規定しております。

第4条は、債権管理の責務及び滞納整理を実施するための計画を毎年度、策定することについて規定しております。

第5条では、台帳の整理について規定しておりますが、施行規則で債権ごとに債務者氏名、債権の金額、その発生日や履行期限等を記載することを定め、適正に管理し、円滑な事務処理を行

っていこうとするものでございます。

第6条では、督促について規定をしております。

第7条は、履行期限の繰り上げ及びその旨の通知について規定しております。繰り上げができる要件としましては、破産や競売といった債務者に対して滞納処分や強制執行が開始されたときなどが考えられますが、ただし書きで第13条に規定する履行延期の特例処置をとった場合は繰り上げしないこともあるとしているところでございます。

資料のほうですが、5ページになりますが、第2章では、全ての債権ではなく、町税及び公課についての規定としております。

第8条では、法令の規定により、適切な債権滞納処分等を行う旨を。

それから、第9条では、町長の権限である滞納処分について、その権限を職員に委任する旨を規定しております。

次の第3章では、その他の債権についての規定でございますが、その他の債権につきましては、債務の履行遅延があっても、債権者は自力で強制的に債権を回収することができないため、第10条では、町がとるべき措置として、強制執行等を規定しているところでございます。具体的には、各号に定めておりますが、1号では、担保の付されている債権につきましては、当該債権の内容に従って、その担保を処分する。競売等の担保権の実行手続をとる。保証人に対して履行の請求を行うこと。

第2号では、債務名義のある債権につきましては強制執行、つまり裁判所を通して合法的に債権を回収する手続を行うこと。

それから、第3号では、これらに該当しない債権につきましては、訴訟手続により履行の請求をすることとしているところでございます。また、3号では括弧書きで非訟事件の手続を含むとなっておりますが、非訟事件とは民事事項について裁判所が通常の訴訟手続ではなく、簡易な手続で処理をする事件のことで、支払い督促などが、これに該当するものでございます。

第11条では、債務者が支払い不能の事態に陥り、町以外の債権者が差し押さえや競売の手続をとったとき、債務者みずから破産を申し立てたとき、支払い不能とは別の理由で債務者について財産の清算手続が開始されたときなど、こういった情報を知った場合、町は債権者として他の債権者や裁判所、もしくは弁護士等に対して配当の要求や債権の申し出の措置をとることについて規定をしております。

第12条は、徴収停止の規定でございますが、第1号では法人が事業を休止して、再開の見込みがなく、財産の換価価値が強制執行の費用にも及ばない場合。

それから、第2号では債務者が行方不明となり、なおかつ財産の換価価値が強制執行の費用にも及ばない場合。

第3号では、滞納額が少額で、徴収することに関して経済的合理性に欠けると判断される場合に、当該債権の保全、取り立てをしないことができる旨を規定しているものでございます。

続きまして、第13条は履行期限が延期できる場合の要件を各号で規定しているものでございます。

第14条では、債権の放棄について規定しております。ご承知のとおり債権放棄は議会の議決事項ですが、議案にする場合、債権ごと、個人ごと、そして、金額等を表記する必要があり、個

個人情報保護の関係から、実務上、提案が難しくなっているため、当該条例で債権放棄について規定することにより、回収不能債権の整理を図りたいと考えております。

しかしながら、本来、議決事項であり、第15条で議会への報告義務を規定しているものの、より透明性が求められることから、法律上、または、事実上の理由により徴収は不可能、もしくは著しく困難であると認められる場合につきまして、各号で規定しているところでございます。加えて、実施に当たっては原課のみで決定するのではなく、滞納整理対策本部専門部会によるヒアリングなどの規定を設け、適正な運用を図ることとしております。

議案資料の7、8ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

第1号では、債務者が生活保護、もしくは生活保護ではないが、申請すれば受給できる状態にあるなど、著しい生活困窮状態にあり、かつ資力の回復が困難な場合を放棄事由としているものでございます。

第2号は、破産法の規定により法律上、債務者から強制的に取り立てることができない場合を放棄事由としているものでございます。

第3号は、債務者本人の援用の意思表示はないが、消滅時効が到来していることを放棄事由としたものでございます。ただし、単に時効到来分を安易に放棄するのではなく、原則として同時廃止などのような特別な事由があるものに限り実施することとしております。この同時廃止とは、通常、破産管財人を選任して、破産者の財産を調査、換価、処分して、債権者に配当するところを、債務者に換価するほどの財産がないことが、初めから明らかな場合、破産開始決定と同時に手続が終了することをいうものでございます。

第4号は、第10条ただし書きの債権者が認める特別な事情により、滞納処分を保留しているものにつきまして、仮に強制執行を実施すると生活保護になってしまう場合などを想定しております。

第5号は、強制執行や債権の申し出を行ったものの、完全に履行されず、かつ債務者が無資力などであり、資力の回復が困難と判断され、履行される見込みがない場合、なお、第4号との違いは、強制執行等の徴収努力をした後、徴収不能状態に陥ったものを対象にしているところでございます。

第6号は、徴収停止の措置を講じた後、相当な期間を経過しても債務者が無資力であり、かつ資力の回復が困難なときは、回収の見込みがないと判断し、放棄事由としているものでございます。

第7号は、債務者が死亡し、被相続人の負債につきまして、遺産の範囲内でしか支払わないという限定承認があり、遺産を清算した結果、債務が残ってしまった場合、相続人は当該債務の支払い義務がなくなるため、回収の見込みがないと判断し放棄事由としているものでございます。

第8号は、債務者が死亡し、相続人全てが相続放棄した場合で、相続財産管理人による清算を実施しても、当該清算等に係る費用を上回る額を回収することができないと考えられるときは、回収の見込みがないと判断し、放棄事由としているものでございます。

第9号は、債務者の所在が不明で、かつ強制執行を行う財産がない、または不明のときは回収の見込みがないと判断し、放棄事由としているものでございます。

15条は、前条の規定により放棄した、その他の債権につきまして、議会に報告する旨を規定

したものでございます。なお、規則において、債権の名称、金額、理由、件数等を議会に報告する事項としております。

16条は、規則への委任について規定しております。

附則では、施行期日を平成26年4月1日としているものでございます。

以上、説明が長くなりましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案につきましては、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第109号 与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第109号 与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例に定める延滞金は、税の延滞金利率を基本的な徴収を根拠としておりますが、平成25年度の税制改正により、平成26年1月から税に係る延滞金の利率が引き上げられたことに伴い、税外収入金の延滞金においても税と同様の取り扱いとするため、本条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。また、現行の条例の延滞金について定める条文の一部において、税の取り扱いと若干相違する箇所があるため、今回、税の内容と完全に一致するように合わせて改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 飯澤会計室長、会計管理者。

会計室長（飯澤嘉代子） 失礼いたします。議案第9号 与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の詳細説明を申し上げます。

本条例に定める延滞金は、税の延滞金税率を基本的に徴収根拠としておりますが、平成25年度の税制改正により来年1月から税に係る延滞金の利率が引き下げられることに伴い、税外収入金の延滞金においても、税と同様の取り扱いをするため、本条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。また、現行の条例の延滞金について定める条文の一部において、税の取り扱いと若干相違する箇所があるため、今回、税の内容と完全に一致するよう、あわせて改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。資料の与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例新旧対照表をごらんください。

まず、第3条についてですが、現行条文において、未納金に対して14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するとしておりましたものを、既に改正済みの与謝野町税条例の延滞金の徴収規定によるという内容に見直すものです。現行の未納金にかかる延滞利率は、年14.6%に固定されておりましたが、来年の1月からは特例基準割合という要素が加わることにより、利率が毎年変動する可能性が高いため、改正案にはあえて利率を記載せず、今後、税の延滞金利率に変動があらましても、対応できるようにしているものでございます。

なお、改正後の基準で計算した延滞金利率につきましては、現時点で納期から1カ月目が3.0%、2カ月目以降が9.3%となっております。また、現行条文では記載がなかった未納金額が2,000円以上であるときに延滞金の対象となること、及びその際に1,000円未満の端数は切り捨てることという記載を加えることとしております。

次に、第4条は現行の延滞金の額に10円未満の端数を生じた場合は、その端数は切り捨てるとしておりましたものを、税と同様にするため、100円未満の端数を切り捨てるという内容に改正するものでございます。

最後に、附則の施行期日につきましては、税の施行期日に合わせて平成26年1月1日としております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで昼食のため、13時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後1時30分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

日程第9 議案第110号 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正について、及び日程第10 議案第111号 与謝野町給水条例の一部改正について、以上2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第110号 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正について、及び議案第111号 与謝野町給水条例の一部改正について、一括提案させていただき、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税の税率の改正が平成26年4月1日から施行されることに鑑み行うものでございます。

消費税の対象となりますのは、給水装置の新設、または改造の際に納付していただく加入負担金と月々の水道の使用水料に応じて納付していただく水道使用料で、現在、これらの金額は内税として税込で表記しておりますが、今回、税抜き額を表記し、それに消費税及び地方消費税の額を加える外税方式に改正をするものでございます。さらに条文には、消費税率の数値を明記せず、消費税等相当額という文言にすることで、今後の消費税率の改正にも対応できるようにしております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） それでは、改正の詳細についてご説明申し上げます。

今回の改正は、先ほど町長が提案説明で申し上げましたように、国の消費税法等の改正により、税率が5%から8%になるのを機に、現行の内税になっている加入負担金、使用料金につきまして外税方式に改めることで、今後の税率改正に対応ができるようにするものでございます。

本議案の給水条例は、簡易水道と上水道の、それぞれにございますが、条例といたしましては事業の上位となります上水道を基本とし、簡易水道につきましては、上水道を準用することとしておりますので、詳細説明は上水道の給水条例となります第111号議案の資料に基づいてさせていただきます。議案資料の17ページに新旧対照表をおつけしておりますので、お聞きください。

第7条は、給水装置の新設、または改造工事の際に申込者に納入していただく加入負担金についての規定で、第25条は、月々の水道の使用水量に応じて納付していただく水道使用料についての規定でございますが、それぞれの金額を示す別表を、現行の税込価格から税抜き価格に改め、算出された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額、いわゆる消費税等相当額を加えた金額とする文言を追記しております。また、第28条では、月の途中に水道の使用開始、または中止した場合の料金について規定しておりますが、これにつきましても、算出された金額に消費税相当額を加えた金額とすることと改めております。

次の18ページから別表の料金表について、別表第1は、加入負担金、別表第2は、使用料金の新旧対照表をお示ししておりますが、左側の現行は5%の税込価格、右側の改正案は税抜き価格でございますので、比較がしにくいいため、20ページに改正案の税込み表記をおつけしておりますので、ごらんください。

右側改正案の赤書きが税込価格でございます。まず、別表第1の加入負担金でございますが、左側現行の5%税込価格を税抜きにしようとするすると、例えば、口径13ミリの場合、3万5,000円は3万3,333円33銭、口径20ミリの場合の5万5,000円では、5万2,380円95銭と、1円未満の端数まで出てまいります。したがって、どこで丸めるかでございますが、一般的に加入負担金の税抜き価格は1,000円どめ、あるいは万円どめとしているところが多く、当町におきましても同様に1,000円どめとさせていただきたいと考えております。

では、1,000円未満を切り捨てるのか、切り上げるのかということになるわけですが、加入負担金は通常一度切りのものでございますし、水道事業の苦しい経営状況を考慮して、1,000円未満は切り上げた金額でお世話になりたいと考えております。結果として、右側改正案の赤書きのように、口径13ミリでは700円、口径20ミリでは650円、現行より高くなってしまいますが、端数処理の関係としてご理解がいただきたくお願い申し上げます。

次に、別表第2の使用料金でございます。こちらにつきましても現行5%の税込価格を税抜きにしようとするすると、1円未満の端数が出てまいりますので、調整をさせていただいております。

右側、赤書き税込価格を見ていただきますと、中ほど基本料金では口径40ミリ、口径75ミリで、それぞれ現行より1円安くなり、超過料金のほうを見ますと10立方メートルを超え20立方メートルまでが、現行の160円から159円と、1円安くなっておりまして、一見、安くなったように思われると思いますが、そうではございません。そのことにつきまして、22ページのA3の縦長のカラー刷りの資料をごらんください。

一番左側に、現行の5%の税込価格、その横の欄には改正案によって算出した各水量ごとの使用料金を赤書きで表示し、その横のグレーの欄に現行料金と比較した場合の差額をお示ししております。

これを見ていただきますと、使用水量11立方メートルまでは現行と同じ料金となり、12立方メートルから34立方メートルまでにつきましては、数円ではございますが安くなっております。しかしながら、36立方メートルからは逆に数円ずつ高くなってしまふということがございます。これにつきましても、端数調整の結果として、ご理解がいただきたくお願い申し上げます。また、表のさらに右側に消費税率8%、10%の場合の料金について資料を。

それから、1枚戻っていただきました21ページでは、加入負担金の各税率での金額をお示ししておりますので、ごらんいただけたらと思います。なお、簡易水道の給水条例につきましては、使用料金についてのみ第3条で規定しておりますが、改正内容は今、申し上げたのと全く同じとなります。

最後に議案に戻っていただきまして、簡易水道では12ページの一番下から次の13ページに、また、上水道では16ページに、それぞれ附則をおつけしております。

この条例は、来年、平成26年4月1日からの施行といたしまして、国の経過措置に準じて、平成26年4月使用分、すなわち5月請求分から適用いたします。

それから、平成26年3月使用分となります4月請求分につきましては、現行のまま5%内税で納付をしていただくこととしております。以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第112号 与謝野町公共下水道使用料条例の一部改正について、及び日程第12 議案第113号 与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正について、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第112号 与謝野町公共下水道使用料条例の一部改正について、及び議案第113号 与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正について、一括提案とさせていただきます、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、先ほどの与謝野町簡易水道給水条例等と同じく消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、消費税の課税対象であります下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について、現在、内税として税込みで表記しておりますものを、税抜き額で表記し、それに消費税及び地方消費税の額を加える外税方式に改正するものです。

さらに、条文には消費税率の数値を明記せず、消費税等相当額という文言にすることで、今後の消費税率の改正にも対応できるようにしております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） それでは、改正の詳細についてご説明申し上げます。

今回の改正は、先ほど町長がご提案申し上げましたように、国の消費税法等の改正により税率が5%から8%になるのを機に、現行の内税になっている下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料につきまして、外税方式に改めることで、今後の税率改正に対応ができるようにするものでございます。

与謝野町公共下水道使用料条例の一部改正と与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正の2件を一括提案させていただいておりますが、基本的には同じ内容でございますので、詳細説明につきましては、与謝野町公共下水道使用料条例の一部改正であります、第112号議案の資料に基づき説明させていただきます。

議案資料の23ページに新旧対照表をおつけしておりますので、ごらんください。

第6条は、月々の排水量に応じて納付していただく下水道使用料についての規定でございますが、それぞれの金額を示す別表を現行の税込み価格から税抜き価格に改め、別表から算定された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額、いわゆる消費税等相当額を加えた金額とする文言を追記しております。

次の24ページにも、別表であります料金表の新旧対照表をお示しておりますが、左側の現行は5%の税込み表記、右側の改正案は税抜き表記となっておりますので、比較が容易なように右側の改正案に赤字で税込み表記を記載しております。左側現行の5%の税込み価格を税抜きにしよういたしますと、1円未満の端数が出てまいりますので、端数調整させていただいております。

右側、赤書き税込み価格を見ていただきますと、基本料金、超過料金で現行料金と同額か1円安くなっておりますので、改正案から算定した使用料金のほうが現行の使用料金より安くなるような錯覚を受けますが、25ページに排水量ごとの使用料金の比較表をおつけしておりますので、こちらで説明させていただきます。

左端に現行の排水量ごとの使用料金、その右側に改正案によって算出した使用料金を明記し、右側の欄の一番右側の薄緑の欄に、現行料金と比較した場合の差額を表示しております。これを見ていただきますと、排水量20立方メートルまでは現行と同じ料金となり、21立方メートルから101立方メートルまでは、現行料金と比較して1円から徐々に減少幅が広がり、101立方メートルの26円が最大となります。

さらに、表には明記しておりませんが、102立方メートルから徐々に減少幅が小さくなり、左側の下側に黒い太線でお示しておりますが、352立方メートルで現行料金と同額となり、353立方メートルからは徐々に現行料金より高くなってしまふということでございます。これにつきましては、先ほどの給水条例と同じく端数調整の結果としてご理解がいただきたいようお願い申し上げます。また、表のさらに右側には消費税8%、10%の場合の使用料金について、金額をお示しておりますので、ごらんください。

最後に、附則でございます。この条例は、来年、平成26年4月1日からの施行としておりますが、法律の経過措置の適用を受け、平成26年4月使用分、すなわち5月請求分からの適用とすることを経過措置に明記しております。

なお、平成26年3月使用分、すなわち4月請求分につきましては、現行の5%内税のままです納付をしていただくこととしております。

与謝野町農業集落排水処理施設条例につきましては、使用料の額について、第17条第4項で

規定しておりますが、改正内容は公共下水道使用料条例と全く同じでございます。以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第 13 議案第 114 号 与謝野町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第 114 号 与謝野町介護保険条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

介護保険料に係る延滞金に関しましては、与謝野町介護保険条例第 13 条におきまして税率等が規定されておりますが、今後は本定例会において一部改正されます与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の例により取り扱うこととするため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案第 109 号 与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の一部改正について、既に提案説明をしておりますので、割愛させていただきます。よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第 14 議案第 115 号 与謝野町後期高齢者医療条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第 115 号 与謝野町後期高齢者医療条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

後期高齢者医療保険料に係る延滞金に関しては、与謝野町後期高齢者医療条例第 6 条において、税率等が規定されておりますが、今後は本定例会において、一部改正される与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の例により取り扱うことになるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案第 109 号 与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の一部改正について、既に提案説明をしておりますので、割愛させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第 15 議案第 116 号 平成 25 年度与謝野町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第 116 号 平成 25 年度与謝野町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は 1 億 3,671 万 8,000 円を追加し、総額を 114 億 7,176 万 6,000 円といたすものでございます。まずは、歳出の各科目で共通して計上しております職員人件費につきまして、ご説明申し上げます。

一般会計では、総額で226万7,000円減額いたしております。これは9月議会の条例改正による町長、副町長の給与減額、議員報酬の減額分のほか、時間外手当の増額や共済費の負担率改定に伴う減額、異動等に伴う増減によるものでございます。

それでは、その他の歳出の主なものについてご説明申し上げます。

20、21ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、住民自治活動支援事業は、各地区からの自治振興補助金の申請に基づき予算が不足しますので、第19節負補交自治振興補助金を300万3,000円追加いたしております。

第12目有線テレビ管理費、有線テレビ管理運営事業では関西電力やNTT柱の移設などに伴う光ケーブル移設工事費などが多く発生したため、第15節工事請負費を500万円追加いたしております。その下の有線テレビ施設整備事業は、見込みを上回る新規加入、プラン変更があったため、第13節委託料を400万円追加いたしております。

次のページの第15目地域交通対策費、北近畿タンゴ鉄道利用促進対策事業では、第19節負補交、北近畿タンゴ鉄道災害復旧事業費補助金を200万3,000円追加いたしております。これは、ことし9月の台風18号により、KTRの軌道及び軌道法面などが被災したため、その復旧事業について沿線自治体、各自治体で案分して支援するもので、与謝野町の負担分を追加したものでございます。

次に、26、27ページの第6目京都府知事選挙費は、来年4月に執行されます知事選挙の25年度執行分として615万5,000円を追加するほか、同日に執行される予定の町長、町議会議員選挙につきましても、第7目町長、町議会議員選挙費で平成25年度執行分として329万8,000円を追加いたしております。

次に、30、31ページをお開き願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、社会福祉費一般経費で、第28節繰出金、介護保険特別会計繰出金を362万9,000円追加いたしております。詳しくは、介護保険特別会計で説明いたしますが、居宅介護サービス、介護予防サービス給付費負担金の増加に伴う一般会計の負担分を繰り出しするものでございます。

次に、第2目障害福祉費、障害福祉サービス事業は、第20節扶助費、自立支援給付費を給付見込みから3,323万2,000円追加するなど、総額で3,786万9,000円追加いたしております。障害福祉費一般経費は、平成24年度の自立支援給付費等清算により返還金を1,005万7,000円追加いたしております。

次のページ、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、児童手当支給事業では、児童手当の支給見込みから第20節扶助費、児童手当を3,000万円減額いたしております。

次のページ、児童福祉費総務費一般経費では、平成27年度から開催される子ども子育て支援新制度に向けて、平成25年度、平成26年度の2カ年度にわたり、基幹業務システムの改修を実施するに当たり、平成25年度改修分を第19節負補交に60万円追加し、平成26年度分については8ページに第2表債務負担行為補正を設定し、平成26年度までの期間で限度額を150万円といたしております。

34、35ページに戻りまして、第2目児童福祉施設費は、保育所管理運営事業で10月入所園児の増加や加配対象児、低年齢児の増加などにより臨時保育士及びパート保育士賃金を追加す

るなど、総額で1,880万円追加いたしております。次の広域入所運営事業は、他市町への広域入所児の増加から、第13節委託料を800万2,000円追加いたしております。

次に、38、39ページの第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費、廃棄物処理施設管理運営事業は、補正予算(第2号)において、加悦最終処分場の借地の購入費として600万円を計上いたしましたが、土地購入の線下補償及び所得税分も上乘せした購入価格について異論が相次ぎ、修正動議が提出され、可決されました。その後、地権者との再協議を行った結果、前回の600万円から線下補償分を除く額で協議が整いましたので、第17節公有財産購入費を560万円追加いたしております。

次に、44、45ページの第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、京力農場づくり事業では、プラン作成事業補助金の追加交付により、プラン作成に係る事務費を追加するほか、補助要件の見直しに伴い事業採択が難しくなったことから、第19節負補交を450万円減額するなど、総額で420万円を減額いたしております。

次のページ、第2項林業費、第2目林業振興費、災害に強い森づくり事業は、9月の台風18号により、三河内の巖分祠裏の山腹斜面が崩壊したため、異常堆積土砂の除去及び治山堰堤の設置を府の委託事業として実施することになりましたので、工事請負費など、総額で3,500万円を追加いたしております。

次に、50、51ページ第7款商工費、第5目観光施設管理費では、クアハウス岩滝管理運営事業を事業精査により、第15節工事請負費を498万円減額し、財源として繰り入れしていません天橋立岩滝温泉活用基金繰入金も同額を減額し調整いたしております。

次に、60、61ページの第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費では、小学校管理運営事業を397万9,000円追加いたしております。消耗費、光熱水費をはじめ管理運営経費を追加いたすものでございます。

次に、64、65ページの第3項中学校費、第1目学校管理費、中学校施設整備事業は今回の加悦中学校の改築に伴い、校内用地の個人の土地があることが判明したため、用地取得に向けた土地の鑑定評価業務委託料を30万4,000円、土地等購入費を100万円追加いたしております。

70、71ページ第14款予備費は560万8,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。第9款地方交付税で普通交付税を6,200万円追加いたしております。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第2節障害福祉費負担金は、障害者自立支援給付費負担金を1,893万4,000円追加いたしております。歳出でもご説明いたしましたとおり、自立支援給付費の追加に伴うものであり、同様に府負担金も負担割合に応じて946万7,000円追加いたしております。

第14款府支出金、第2項府補助金、第1目総務費府補助金では、住民自治支援事業費補助金として、京都府未来戦略一括交付金を396万2,000円追加いたしております。

第5目農林水産業費府補助金、第2節林業費補助金では、緑の公共事業補助金、野生鳥獣被害総合対策事業を184万円減額いたしております。これは有害鳥獣の捕獲手数料に対して、より

有利な財源となる交付税事業が新設されたことに伴い、財源振替をするもので、かわりの財源として次のページの第19款諸収入、第4項雑入、鳥害被害防止緊急捕獲等対策交付金を448万円追加いたしております。

1ページに戻りまして、第3項委託金、第1目総務費委託金は、第3節選挙費委託金を参議院議員選挙委託金、京都府知事選挙委託金合わせて、総額で625万6,000円追加いたしております。

第4目農林水産業費委託金は、歳出でもご説明いたしましたとおり、三河内の巖分祠奥の治山堰堤の設置などを府の委託事業で実施することとなりましたので、第2節林業費委託金、災害に強い森づくり事業委託金を3,500万円追加いたしております。

次のページ、第20款町債は、消防施設整備事業債を90万円追加いたしております。これは当初、合併特例債を予定し、予算計上をしておりましたが、充当率100%の緊急防災減債事業債を活用することができたことにより、追加いたすものでございます。

また、9ページには第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(赤松孝一) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第117号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第117号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は620万9,000円を追加し、総額を9億7,460万9,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費、職員人件費につきましては、異動等により総額で526万1,000円減額いたしております。第2目財政管理費は、基金積立金で財政調整基金積立金を1,000万円追加いたしております。

第5款予備費は130万3,000円を追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、10、11ページの歳入でございますが、第7款繰越金は、平成24年度の決算に基づき前年度繰越金を604万2,000円追加いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長(赤松孝一) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第118号 平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第118号 平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は384万4,000円を減額し、総額を16億4,978万6,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第2款維持管理費、第3款事業費の中で職員人件費につきまして、異動等によりそれぞれ追加、あるいは減額し、総額で691万2,000円減額いたしております。

その他としましては、14、15ページの第2款維持管理費、特環は第11節需用費、修繕料を100万円追加いたしております。

第5款予備費は162万8,000円を追加し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、10、11ページの歳入でございますが、第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は、特環分を400万円減額いたしております。

第6款繰越金は、前年度繰越金を15万6,000円追加いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第119号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第119号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は24万9,000円を追加し、総額を3,834万9,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

12、13ページの第1款総務費、第2款維持管理費の中で職員人件費につきまして異動等により、それぞれ追加、あるいは減額し、総額で47万2,000円減額いたしております。

第5款予備費は38万5,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、10、11ページの歳入でございますが、第6款繰越金は、前年度繰越金を24万9,000円追加いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第120号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第120号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は事業勘定では2,841万4,000円を追加し、総額を25億4,245万5,000円といたすものでございます。また、サービス事業勘定は150万円を追加し、総額を1,456万5,000円といたすものでございます。

それでは、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は居宅介護サービスに係る給付費負担金を9月までの実績から今後の見込みを立て追加するもので、総額で2,010万円を追加いたしております。

第2項介護予防サービス等諸費についても、9月までの介護予防サービス利用実績から今後の見込みを立て追加するもので、総額で810万円を追加いたしております。

次のページ、第8款予備費は2万1,000円を減額し、調整いたしております。

10、11ページの歳入では、歳出の居宅介護サービス及び介護予防サービス給付費などの追加に伴い、それぞれの負担割合に応じて介護給付費負担金を追加するほか、第7款繰入金、第2項基金繰入金では、介護保険事業基金繰入金を500万円追加し、収支の調整を行うものでございます。

次に、サービス事業勘定についてご説明申し上げます。

24、25ページの歳出をお開き願います。第2款事業費、第1項居宅サービス事業費は、居宅介護支援事業で対象者増加に伴い、計画作成委託料を28万8,000円追加いたしております。

第3款予備費は121万2,000円を追加し、調整いたしております。

24、25ページの歳入では、第1款サービス収入、第1項介護保険給付費収入、第1目居宅サービス計画費収入を150万円追加いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第121号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第121号の平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では2,275万円を追加し、総額を29億3,325万4,000円といたすものでございます。また、直営診療所勘定では632万円を追加し、総額を8,236万6,000円といたすものでございます。

それでは、まず事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第3款後期高齢者支援金等から第6款介護納付金まで、それぞれの確定に伴い追加、あるいは減額をいたしております。

次のページ第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金、第23節償還金、利子及び割引料で、返還金を3,137万2,000円追加いたしております。これは平成24年度の療養給付費負担金等の精算によるものでございます。

第12款予備費は704万9,000円減額し、調整いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。第5款療養給付費交付金は、過年度分の退職被保険者等療養給付費交付金を額の確定により751万4,000円追加いたしております。

第10款繰入金、第2項基金繰入金は財政調整基金繰入金を1,600万円繰り入れ、収支の調整を行うものでございます。なお、本繰り入れを行いますと、基金残高は8,180万円程度になる見込みでございます。

以上が、事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定の歳出について、ご説明申し上げます。

28、29ページをお開き願います。第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費は一般管理費一般経費で第7節賃金を546万1,000円追加いたしております。これはリハビリ棟に看護師を1名追加するほか、上田医師による理学療法士へのリハビリ指導に係る勤務時間の変更による医師賃金の増加でございます。

第5款予備費は26万6,000円を追加し、調整いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

26、27ページをお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入は、今後の収入見込みから総額で632万円を追加いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第122号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第122号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は391万5,000円を追加し、総額を2億6,131万5,000円といたすものでございます。

まずは、歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、過年度分の保険料等が負担金の確定から第19節負補交を384万2,000円追加いたしております。

第4款予備費は2,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。第4款繰入金は、平成24年度決算により、前年度繰越金を384万4,000円追加いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(赤松孝一) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第123号 平成25年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第123号 平成25年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的支出の補正でございます。まずは、収益的収入からご説明申し上げます。

5、6ページをお開き願います。収益的収入は第1款水道事業収益、第2項営業外収益で他会計補助金を18万円追加いたしております。これは当初予算の第7条に定めております地方公益企業職員に係る児童手当に要する経費でございます。

収益的支出は、第1款水道事業費用、第1項営業費用で職員人件費を10万6,000円、児童手当を18万円追加するほか、平成24年度事業費の確定により有形固定資産減価償却費を6万7,000円追加いたしております。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目拡張改良費で、国道178号舗装本復旧工事費の確定により、工事請負費を439万9,000円減額いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(赤松孝一) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月9日、午前9時30分から開議いたしますのでご参集ください。

(散会 午後 2時26分)